

支部会員 各位

令和3年4月8日  
東京税理士会麹町支部  
支部長 近藤正邦**令和3年4月16日以降の  
所得税・法人税・資産税等個別指定による期限延長手続きについて**

時下、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

さて、国税庁課税部より日本税理士会連合会を通じ、標記に関する手続きについて通知がされておりますので、十分注意をしていただきたく存じます。

これまで、個別指定による期限延長を申請する場合には、申告書の余白に所定の文言を記載していただく等簡易な方法によって個別の期限延長の申請を認めていたところですが、令和3年4月16日以降に個別指定による期限延長を申請する場合には、期限までに申告・納付等することができないやむをえない理由を具体的に確認させていただき観点から「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出していただくようお願いします。

なお、上記取扱いについては申告所得税等以外の税目についても同様となります。

**※個別指定による期限延長を申請する場合**

~4/15	申告書の余白に「コロナによる期限延長」等の文言を記載(簡易な方法)
4/16~	「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出する

## ※参考

- 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当  
面の税務上の取扱いに関するFAQ (令和3年4月6日更新)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>



- 災害による申告、納付等の期限延長申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/kosei/annai/pdf/2834.pdf>

## ●やむをえない理由

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染症に感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付の 手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難 な場合には、個別指定による期限延長が認められます。

